

大ゴッホ展を核とした地域経済活性化対策事業 参加事業者募集要項

1.事業概要

集客力の高い「大ゴッホ展」を活用した、タイアップ企画(コラボ事業)を募集し、企画の実施に関する経費(企画費、資器材購入費、レンタル費、設置・撤去費を含む)の一部を負担する。

画像はイメージです

2.募集事業

展覧会と連携した、下記の事業を募集する。

【「夜のカフェテラス」再現】

- 店舗内外に、絵画をオマージュした日よけ(サンシェード)の設置や照明器具などの装飾を行う
- 照明器具などによる「夜のカフェテラス」をイメージしたライトアップを行う



【展覧会コラボ商品・企画造成及び提供】

- ゴッホ作品の色合いやゴッホにゆかりのあるオランダ・フランスなどをモチーフとしたオリジナルの食事や菓子、雑貨、土産品等の造成及び提供を行う
- ゴッホ作品をモチーフとしたサービス(ネイルアート、フラワーアレンジメント、絵付け体験等)の造成及び提供を行う



<注意事項>

※ ゴッホを含む名画の作品画像及び大ゴッホ展公式ロゴを使用する企画は対象外とします

NG例：ゴッホの一部または全部をコピー(又は精巧な模写など)して商品等に貼り付ける行為

代替例：作品の情景を想起させる色使いで商品を造成する、説明として「大ゴッホ展連携商品」などと記載する など

3.事業要件

上記の事業は、以下の要件に合致していることを条件とする。

【共通】

- 原則、実施期間は事業参加決定後、展覧会会期中(令和8年2月21日～5月10日)を通じて実施すること。
ただし、事務局が認める場合はこの限りではない。

【「夜のカフェテラス」再現】

- 対象企画は「夜のカフェテラス」を再現することを目的として、装飾や照明器具、電飾等を新規に購入又はレンタルし、設置する事業であること。
- 「夜のカフェテラス」を再現するよう、青色(深い青や群青色)と黄色(温かみのある黄色やオレンジ色)を基調としたカラーリングを意識していること。

【展覧会コラボ商品・企画造成】

- 対象企画は「ゴッホ」の作品やオランダ、フランスなどゴッホとゆかりのある地域などをモチーフとしたオリジナルの商品又は企画等を造成するための事業であること。
- 既存のメニューや商品及び企画の名称にゴッホや作品名などを付記するだけではなく、消費者が大ゴッホ展との連携事業であることがわかるような取組であること。

【その他】

- 大ゴッホ展と連携・協力している「ゴッホ飯事業(福島市役所)」及び「ランチで食うポン事業(福島商工会議所)」に参加を予定又は着手している場合、本事業の趣旨に合致していると判断される場合には、本事業の参加を認めることができる。

<事業要件のポイント>

観点	不適合となる例	適合となる例
ゴッホとの関係性	商品名やPOPに「ゴッホ」「夜のカフェテラス」と付けただけ	特定の作品(夜のカフェテラス等)を明確に設定し、色彩・雰囲気・ストーリーを反映
世界観の表現	色を寄せただけ、説明なし	作品の背景(夜・光・南仏の空気感等)をメニュー説明や演出で言語化
商品・サービス内容	既存メニューをそのまま流用	味・素材・盛り付け・提供方法のいずれかを変更した限定仕様
オリジナリティ	他店舗とほぼ同じ内容	店舗の強み(技術、立地、業態)×ゴッホを掛け合わせた独自性
体験価値	「食べる・買う」だけで終わる	写真撮影・空間体験・物語理解を含めた一連の体験を設計
情報の伝わりやすさ	何がコラボか分からぬ	「どの作品のどの要素か」が分かる説明付き

<注意事項>

- ① 他機関が実施する補助事業等との重複受給は禁止となります。
- ② 負担決定後、実施内容に変更が生じた場合は事務局まで速やかに報告してください。
- ③ 本事業の実施に必要となる資器材・材料購入費及び企画料であるものが対象です。
- ④ 照明器具及び消耗品の購入については、単価が5万円を超えない範囲までとします。

4. 対象経費及び支給額

「夜のカフェテラス」再現

<支給額：上限を30万円とする実費支給>

対象企画は「夜のカフェテラス」を再現することを目的として、装飾や照明器具、電飾等を新規に購入又はレンタルし、設置する事業であること。

<対象となる経費> ※経費がわかる見積書等の証拠書類の提出が必要です

区分	内容例
照明器具費	青色や黄色の光を用いた空間演出を行うための照明器具購入費(単価が5万円以下の物品)またはレンタル費
デザイン・設計費	効果的な内装及び照明計画を行うための設計委託費
消耗品費	絵画再現に必要となる日よけやランタンなどの消耗品購入費(単価が5万円以下の物品)
光熱費	ライトアップ実施に伴い増加する電気代相当額
広報費	絵画再現事業を来店者に強く印象づけるためのPOP等制作費

<対象とならない経費>

区分	内容例
美術品購入費	実物の美術品購入費
汎用備品費	机、椅子、文房具など一般事務用品
税金・保険料	消費税、社会保険料

展覧会コラボ商品・企画造成

<支給額：定額5万円

協議により5万円を上限として実費を別途追加支給>

対象企画は「ゴッホ」の作品やオランダ、フランスなどゴッホとゆかりのある地域などをモチーフとしたオリジナルの商品又は企画等を造成するための事業であること。

<定額5万円の内訳>

区分	内容例
商品企画費	絵画モチーフの飲食メニュー・土産品等の企画費、試作原材料費・資材費
広報費	コラボ商品・企画を来店者に強く印象付けるためのメニュー、POP等制作費

<上記以外で協議により支援することのできる費用> ※経費がわかる見積書等の証拠書類の提出が必要です

区分	内容例
消耗品費	商品・企画の構成要素であり、新たに購入の必要が生じた消耗品購入費(単価が5万円以下の物品) ただし、原材料費を除く ※ 原材料費の定義：商品に直接使われる材料

5. 経費の請求

本事業における経費は、次のいずれかの方法で請求することができる。

【概算払】

- 概算払を希望する場合には、事業参加決定通知の受領後、必要となる経費がわかる見積書等を添付したうえで、事務局に概算払請求書を提出すること。
- 事業完了後、事業報告書及び上記で申告した金額が適正であることを証する書類(領収書等)を事務局に提出し、確認を受けなければならない。なお、経費の精算を行い差額が生じた場合には、次の手続きにより追加支給(ただし、支給上限額を超えない範囲)又は返納手続きを行うこと。
 - ① 追加支給を要する場合は、領収書等の書類とともに、不足額を記入した精算払請求書を事務局に提出すること。
 - ② 返納を要する場合は、事務局から送付する返納通知書で定める期間までに返納しなければならない。

【精算払】

- 事業完了後、事業報告書及び本事業で生じた経費を証する書類(領収書等)及び精算払請求書を事務局に提出すること。

6. 参加特典

- ① コラボ事業特設ウェブサイト、PR小冊子での店舗・事業内容の紹介
- ② コラボ事業共通ポスター、卓上PR資料等の提供
- ③ 来店者用ノベルティグッズの提供(※提供可能数量に限りがあります)

7. 参加申し込み方法

福島県文化振興課のウェブサイトより必要書類をダウンロードのうえ、必要事項の記入及び添付資料を添えて、下記のメールアドレスへ送付



上記の二次元コードまたは
「福島 ゴッホ コラボ」で検索

8. 募集期間

令和8年1月26日(月)～2月6日(金)

※2次募集については後日情報を公開します。

ただし、1次募集で応募者多数の場合は、2次募集を実施しない場合があります。

9. スケジュール

- ・1月26日(月)～2月 6日(金) 募集期間
- ・2月 9日(月)～2月13日(金) 交付決定(事業者決定)
- ・2月21日(土) 広報資材を各参加事業者へ送付(予定)

10. お問い合わせ先

事務担当: 福島県 文化スポーツ局 文化振興課

mail : gogh-collabo@pref.fukushima.lg.jp